

JARI-RB 審査ニュース

第150号

[2009年9月15日]

財団法人 日本自動車研究所
審査登録センター (JARI-RB)

新規登録(環境)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0787	2009. 8. 7	本田技研工業株式会社 浜松製作所	自動車用オートマティック・トランスミッション及び船外機の製造

更新登録(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0005	2009. 8. 16	トヨタ自動車株式会社 元町工場	自動車の製造
JAER0009	2009. 8. 16	株式会社豊田自動織機	自動車、自動車用エンジン、自動車部品、コンプレッサー、 産業車両、物流システム機器並びに織維機械の開発、 製造及び販売
JAER0026	2009. 8. 8	トヨタ紡織株式会社 豊田地区	シート、ドアトリム等の自動車用内装部品の設計、開発及び製造
JAER0185	2009. 8. 16	豊田鉄工株式会社	自動車用プレス部品並びに樹脂部品の製造
JAER0186	2009. 8. 16	田村プラスチック製品株式会社	自動車用品(プラスチック製品)の設計・開発及び製造
JAER0187	2009. 8. 28	株式会社三五 三好工場・高岡工場・三好第3工場	磨棒鋼・冷間圧造用鋼線・構造用鋼管・ドアピーム用鋼管及び チューブステアリングコラム・チューブプロペラシャフト等の 自動車用部品の製造
JAER0188	2009. 8. 28	株式会社東郷製作所	自動車用線ばね、薄板ばね、樹脂部品及びこれらの複合部品の 開発、設計及び製造
JAER0499	2009. 8. 8	旭タカロン株式会社 本社	自動車内装用フェルト部品の製造
JAER0500	2009. 8. 8	伊藤金属工業株式会社 本社・本社工場	自動車用小型金属部品の製造

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0501	2009. 8. 8	東洋精器株式会社	歯車、軸、樹脂成形品及びそれらを使用したユニット製品の製造
JAER0502	2009. 8. 22	安田工業株式会社	廃棄物収集運搬
JAER0503	2009. 8. 22	本町興業株式会社	廃棄物収集運搬及び清掃作業
JAER0504	2009. 8. 22	株式会社トヨコ一	各種エアーシリンダー、バルブ、軸受け、モーター、測定機器類等の産業用機器の販売
JAER0710	2009. 8. 25	菱自梱包株式会社 水島営業所・高槻営業所	自動車部品の入出庫管理及び梱包・発送

更新登録(品質)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAQR0056	2009. 8. 26	株式会社小林製作所 狭山工場	ロッカーアームシャフトなど、二、四輪車用エンジン部品、フレーム部品の製造
JAQR0057	2009. 8. 26	名南熱処理工業株式会社	自動車部品等の熱処理加工
JAQR0058	2009. 8. 26	田村プラスチック製品株式会社	自動車用サイドバイザー等プラスチック部品の設計・開発及び製造

登録拡大(環境)

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAER0593	2009. 8. 28	トヨタ部品広島共販株式会社	松江営業所、出雲営業所

登録拡大(品質)

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAQR0154	2009. 8. 18	三昌工業株式会社	相模原工場

- ・登録拡大：工場及び店舗等の追加のみ掲載
- ・登録情報の詳細はJARI-RBホームページ（URL：<http://www.jari-rb.jp/>）をご参照ください。

環境関連法規等の動き

(09/7/23～09/8/25)

一般情報**「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案等」に対するパブコメ募集 (2009.07.29 環境省)**

案の公示日：2009.07.29 募集期間：2009.07.29～2009.08.28

『土壤汚染対策法の一部を改正する法律を施行するための政省令案が出されました。

JARI-RB審査ニュース第147号[2009年6月15日]を合せてご確認下さい。』

「改正省令案」の概要

1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査について

(法第3条関係)

 - 1) 「法第3条第5項の規定により法第3条第1項ただし書きの確認を取消された場合は係る土壤汚染状況調査の報告期限は、通知を受けた日から120日以内とする。」ことが定められた。
《補足》調査をしなくとも良いとの知事の確認を受けた場合、その後にその状況に変化があった場合は届出が必要となる。その結果、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められない場合は調査が必要となる。
 - 2) 土壤汚染状況調査の結果の報告 (法第3条第1項本文関係)

法第3条第1項本文の報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行うものとする。

 - ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ②工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
 - ③使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日
 - ④使用が廃止された有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質その他土壤汚染状況調査の対象となる土地(以下「調査対象地」という。)において土壤の汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準(以下「濃度基準」という。)に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
 - ⑤土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者(以下「計量証明事業者」という。)の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
 - ⑥土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
 - ⑦土壤汚染状況調査に従事した者の監督をした技術管理者の氏名及び技術管理者証番号
 2. 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査について(第4条関係)
 - 1) 環境省令で定める届出義務の対象となる土地の形質変更(土地の掘削、その他の土地の形質の変更)の規模は3,000m²と規定された。
《補足》3,000m²以上の土地造成等をする場合は工事着手の30日前までに届出が必要となる。
 - 2) 届出の対象外となる行為 (法第4条第1項1号関係)
 - ①次のいずれにも該当しない行為
 - イ) 土壤の敷地外への搬出を伴うこと。
 - ロ) 土地の形質の変更に伴い敷地外への土壤の流出が生ずること。
 - ハ) 土地の形質の変更を行う部分の深さが50センチメートル以上であること。
 - ②次に掲げる行為であって土壤の敷地外への搬出を伴わないもの
 - イ) 農業を営むために通常行われる行為
 - ロ) 林業の用に供する作業路網の整備
 - ③鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地において行われる形質の変更
 - 3) (上記届出の結果) 調査命令の対象となる土地の基準 (法第4条第2項関係)

法第4条第2項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

 - ①特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、漏洩し、又は地下に浸透したこと。
 - ②特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
 - ③特定有害物質が保管され、若しくは貯蔵されており、又はされていた土地(特定有害物質を含む液体が地下に浸透することを防止するための措置であつて環境大臣が定める基準に適合するものが講じられていたと認められる土地を除く。)であること。
 - ④土壤の特定有害物質による汚染状態が濃度基準に適合しないことが明らかである土地であること。
 - ⑤その他①から③までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認める土地であること。

法令情報

特になし

受審者からひとこと

ISO14001の認証取得にあたり

ナルセ公研株式会社
営業本部長
杉浦 道延

1. 会社紹介

当社は1973年3月にナルセ公害対策研究所として設立し、環境コンサルタントとして発足しました。1981年ナルセ公研株式会社に改称し、環境事業のベストパートナーとして、ナルセ公害対策研究所の事業を引き継いでおります。

現在は地球環境の保全という最大課題に取り組んでおり、普通物の収集・運搬処分、特別管理産業廃棄物の収集・運搬処分、清掃業務、解体工事、排水プラントの設計施工、生産ラインの保全等多岐に渡って手掛けております。

2. 導入の背景

当社は1973年公害対策研究所として発足して以来常に環境に対する一貫した考え方を持っております。その基本的な考え方とISO14001が非常に近い事を証明する為、トップの判断で認証取得が宣言されました。

3. 認証取得への取組み

2004年6月20日ISO事務局を立ち上げ、外部講師の先生の指導を仰ぎながら、ISO認証取得に向けてのキックオフを致しました。環境管理責任者がリーダーシップを發揮した事により、毎週木曜日の夜、全社員を対象に勉強会が行われるようになりました。同時に各セクション間の仕事内容の関連が把握されるようになり、並行して作業標準書や環境影響評価が作られ、ISOの枠組みが出来上がりました。運用面でも関係法令の洗い出しや照合、環境パトロールや緊急訓練実施等を通してスケジュールや内容の

見直し、実施記録の作成保管、社内文書のファイリングの見直し等課題は山積していましたが、限られた人数で互いの役割を意識付ける事で全体の動きが見えて来るようになりました。審査では不適合がいくつか出されました但迅速に対処し、認証を取得する事が出来ました。

4. システム導入のメリット

ISO認証取得までの一連の作業を通じ、セクション間の理解やコミュニケーションの面で会社が発展する上でやるべき事をPDCAの仕組みを生かしシステムの運用を図る事により素晴らしい会社になる事を確信しております。

5. 今後の活動

現在の適用範囲はサイトとしては本社のみ、適用事業は特別管理産業廃棄物並びに産業廃棄物の収集運搬及び中間処理事業活動全般ですが、今後は国内の各支店も含め、全員参加で建設業をはじめ、清掃業務、解体工事、排水プラントの設計施工、生産ラインの保全業務等に適用範囲を拡大して参ります。



発行所 財団法人 日本自動車研究所 審査登録センター
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館12階
TEL 03-5733-7934 (代表) FAX 03-5401-2834
ホームページアドレス <http://www.jari-rb.jp/>

発行責任者 上級経営管理者 黒田 哲平

(本審査ニュースに掲載された内容は、当センターの許可なく転載・複写することはできません。)

通 巻 第150号 2009年9月15日
編集人 事業部 部長 須藤 英夫
印刷所 株式会社 高山
茨城県つくば市塙崎1887
送付先変更連絡トドレイン rb-news@jari.or.jp